

## 就学校変更の 取り扱いについて

次の理由などにより、指定された学校以外の学校へ就学を希望される場合は、教育委員会までご相談ください。  
なお、緊急の場合を除き、12月27日(水)までにお願います。

- 身体的理由により指定学校に通学することが困難な場合
- 教育的配慮を必要とする場合
- 転居などにより著しく教育に支障をきたす場合
- 家庭に関わる理由により著しく教育に支障をきたす場合
- その他やむを得ない事由がある場合

### 【問い合わせ先】

教育委員会学校教育課

(公民館内)  
☎0137-63-3131



## 八雲町子どものいじめ 相談ダイヤル

「人間関係のトラブルで嫌な思いをしている」：それは「いじめ」の芽です。  
「いじめの芽」：それは「いじめ」です。  
いじめはどんな地域のどんな学校や教室にも起こり得ます。ひとりで悩まず電話してみませんか？

### こんな時は相談してください

- いじめられて困っている。(児童生徒の皆さん)
- 友達がいじめを受けています。(児童生徒のみなさん)
- 自分の子どもがいじめを受けています。(保護者のみなさん)
- 近所の子どもがいじめを受けています。(地域の方々)

### 《八雲町子どものいじめ相談ダイヤル》

☎0137-63-3130

相談できる時間：月～金(祝日と年末年始は除く)

午前9時～午後5時

※八雲町教育委員会の学校教育課職員が対応します。

※相談の内容に応じて学校と協力していじめの解消にあたります。

※右記時間内でも担当者が不在のことがあります。

※担当者が不在の時：次の2通りの方法があります。

・そのまま留守番電話に切り替わるので、お名前と連絡先電話番号を録音してください。

後ほど教育委員会から電話をいたします。

・急いで相談したい場合は「北海道子ども相談支援センター」へ電話してください。

☎0120-3882-56(毎日24時間相談できます)

## 消防本部からのお知らせ

### 年末年始における 火災予防について

#### ■年末年始における火災予防について

今年も残すところあとわずかとなり、これから迎える年末年始は例年火災が多発する傾向にあり、出火原因の多くはちょっとした火の不始末や不注意によって起きています。かけがえのない生命と財産を守るためにも、お出かけ前やお休み前はもちろんのこと、火の元には十分ご注意ください。

#### ■住宅火災 いのちを守る 7つのポイント —3つの習慣・4つの対策—

##### 【3つの習慣】

- ・寝たばこは、絶対にやめる

- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

##### 【4つの対策】

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

##### 【問い合わせ先】

八雲町消防本部

八雲消防署 ☎0137-63-2686

熊石消防署 ☎01398-2-3393